

児童扶養手当および 特別児童扶養手当について



●児童扶養手当の「全部支給」の対象範囲が広がります。

児童扶養手当は、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。平成30年8月分から、全部支給の対象となる方の所得制限限度額を表のとおり引き上げます。これにより、「全部支給」となる対象の範囲が広がります。

扶養する 児童等の 数	全部支給となる所得制限限度額（受給資格者本人の前年所得）			
	収入ベース (これまで)	収入ベース (H30.8～)	所得ベース (これまで)	所得ベース (H30.8～)
0人	920,000	1,220,000	190,000	490,000
1人	1,300,000	1,600,000	570,000	870,000
2人	1,717,000	2,157,000	950,000	1,250,000
3人	2,271,000	2,700,000	1,330,000	1,630,000
4人	2,814,000	3,243,000	1,710,000	2,010,000
5人	3,357,000	3,763,000	2,090,000	2,390,000

●児童扶養手当および特別児童扶養手当の所得の算定に当たって控除の適用が拡大されます。

①未婚のひとり親家庭の母または父を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用申請ができるようになりました。申請には戸籍全部事項証明などの書類が必要となります。詳しくは窓口でご相談ください。

※児童扶養手当の場合は、受給資格者が養育者（離婚した父母に代わって児童を養育している方など）に限ります。また、申請しても手当額が変わらない場合があります。

②収用などのため土地などを譲渡した場合に受けられる特別控除が適用となります。これにより特別控除後の金額で所得金額の算定を行います。



【問合せ】 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151・1152）

あなたの地域に「通いの場」を作ってみませんか？

高齢者や地域の方々が気軽に集い交流のできる「通いの場」を提供する地域の団体に対し、補助金を交付します。また、運営面でも市、在宅介護支援センターなどがサポートいたします。



- 介護予防につながる体操
 - 認知症予防のためのゲーム（将棋、囲碁、麻雀など）
 - 茶話会 など
- さまざまな活動が対象となります。体力維持・認知症予防・閉じこもり予防に、活用をぜひご検討ください。



	項目	対象経費	上限額
補助金の内容	立ち上げ支援補助	手すり、段差解消などの簡易な改修費、DVDプレーヤー、モニターなどの購入に係る経費（人件費、委託料、食糧費は対象外）	1箇所につき50,000円
	運営費支援補助	サービス提供者の交通費（実費）、消耗品費、燃料費、郵便料、電話代、保険料、印刷製本費など（人件費、委託料、事業の目的のために必要と認められる食材の購入費および茶菓子代以外の食糧費は対象外）	1回あたり2,000円（年間54回まで）
	介護予防活動補助	介護予防活動の講師への謝礼など	1年あたり100,000円

【問合せ】 高齢介護課 地域包括支援係 ☎44-1111（内線1157）